

○角田市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱

平成19年9月26日告示第86号

改正

平成22年3月31日告示第41号

平成28年7月13日告示第105号

平成29年2月21日告示第9号

平成31年3月11日告示第23号

角田市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、角田市契約規則（平成15年角田市規則第5号）第2条及び角田市建設工事執行規則（平成15年角田市規則第8号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、角田市が発注する建設工事に係る制限付き一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「制限付き一般競争入札」とは、本市が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定により契約ごとに必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札の方式をいう。

(対象工事)

第3条 制限付き一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が1,000万円以上の建設工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項に該当すると認められるときは、対象工事としないことができる。

- (1) 事故又は災害等により、緊急の対応を必要とするとき。
- (2) 角田市請負業者選定委員会（以下「委員会」という。）が審査し、やむを得ない理由があると認めるとき。

(入札参加資格)

第4条 制限付き一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 規則第6条の競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項に規定す

る許可を受けていること。

- (3) 宮城県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (4) 制限付き一般競争入札の公告の日（以下「公告日」という。）から入札執行日までの間において、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成7年角田市告示第24号）に定める指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 法第27条の29の規定による総合評定値又は競争入札参加者の資格を定める基準（平成7年角田市告示第25号）による格付が、工事ごとに定める一定基準を満たしていること。
- (6) 対象工事と同種又は類似の建設工事を元請として施工した実績があること。
- (7) 専任の主任技術者、監理技術者等を配置できること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていないものであること。
- (9) その他対象工事の内容により委員会が特に必要と認める事項  
(共同企業体の取扱い)

第5条 共同企業体の結成手続は、角田市共同企業体運用基準（平成7年角田市告示第21号）の規定に基づき行うものとする。

- 2 前条の入札参加資格の要件は、構成員及び共同企業体それぞれに適用するものとする。
  - 3 共同企業体を結成して制限付き一般競争入札に参加しようとする場合は、あらかじめ、共同企業体に係る競争入札参加資格申請書（様式第1号）を提出し、その参加資格について市長の確認を受けなければならない。
  - 4 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を確認のうえ、共同企業体参加資格確認通知書（様式第2号）を当該申請した者に送付しなければならない。
- (入札手続)

第6条 制限付き一般競争入札は、この要綱により実施するものとし、この要綱に定めのない事項については、角田市契約規則及び角田市建設工事執行規則によるものとする。

(入札参加資格審査方式)

- 第7条 対象工事に係る入札参加資格の審査方式は、入札後に、入札参加資格の確認を行い、入札参加資格があると確認された者を落札者として決定する方式により行うものとする。
- 2 前項に規定する審査方式による制限付き一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」

という。)は、次の各号のいずれかに該当する工事であつて、角田市請負業者選定委員会規程(平成19年角田市庁訓第17号)に定める角田市請負業者選定委員会で審議し、市長が認める場合は、第12条第1項の規定による入札参加資格の審査を行うことができる。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する工事の種類において、業者数の確保が困難である工事
- (2) 特殊な工法又は技術を必要とする工事
- (3) 角田市共同企業体運用基準(平成7年角田市告示第21号)の規定に基づき共同企業体で行う工事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事後審査型一般競争入札に付することが適当でない工事  
(入札の公告)

第8条 市長は、制限付き一般競争入札を実施するときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項等を示す場所及び日時
- (4) 入札参加の手続に関する事項
- (5) 入札執行の場所、日時及び方法
- (6) 入札保証金に関する事項
- (7) 入札に参加する者が1社の場合の取扱いに関する事項
- (8) 入札参加資格審査方式
- (9) 落札者の決定方法
- (10) 入札参加資格の確認方法
- (11) その他市長が必要と認めた事項

2 前項の公告は、角田市公告式条例(昭和30年角田市条例第1号)第2条第2項の掲示板に掲示するほか市長が別に定める方法により行うものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第9条 対象工事の設計図書等は、公告により指定した期間及び場所で閲覧に供する。

2 制限付き一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、公告により指定した期間中に設計図書等を複写することができる。

3 入札参加者は、設計図書等の内容について質問がある場合は、公告の日から公告におい

て定める日までに質問書（様式第3号）により、市長に質問することができる。

4 前項の質問書に対する回答は閲覧方式とし、入札執行日の前日まで閲覧に供するものとする。

（入札の参加資格申請）

第10条 入札参加者は、制限付き一般競争入札参加申請書（様式第4号）を公告により指定した提出期限までに正副2部を市長に提出し、第12条に規定する入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第3条第1項の規定による建設業の許可書の写し
- (2) 法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し
- (3) 同種又は類似工事の施工実績調書（様式第5号）
- (4) 配置予定の技術者に関する調書（様式第6号）
- (5) 共同企業体にあっては共同企業体参加資格確認通知書の写し
- (6) その他公告により指定した書類

（事後審査型一般競争入札の参加申請）

第11条 事後審査型一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加申請書（様式第4号）を公告により指定した提出期限までに正副2部（正1部、副1部）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第3条第1項の規定による建設業の許可書の写し
- (2) 法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

3 市長は、前2項の規定により提出された書類において、記載上の不備がある場合は入札参加申請を受理しない。

（入札参加資格の審査）

第12条 第10条の申請書を提出した者の入札参加資格の有無については、第4条に定める入札参加資格要件の項目に従い、委員会の審査を経て、市長が確認するものとする。

2 前条の規定により入札に参加する者の事前の入札参加資格の確認は行わないものとする。この場合における入札参加資格の確認は、開札後に、落札者とするための確認を行うものとする。

（入札参加資格確認結果の通知）

第13条 市長は、第10条の申請書を提出した者に対して入札参加資格確認通知書（様式第7号）により所定の期日までに入札参加資格の確認結果を通知するものとする。この場合において、入札参加資格を有しないとした者には、その理由を付さなければならない。

2 前項の規定により入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、市長に対し公告において指定する日までに書面により入札参加資格を有しないとされた理由の説明を求めることができる。

3 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面の受理後速やかに回答するものとする。

（事後審査型一般競争入札における落札候補者の決定）

第14条 事後審査型一般競争入札の開札を行ったときは、落札の決定を保留し、有効な入札をした者を対象として、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

2 落札候補者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。

（事後審査型一般競争入札における入札参加資格確認書類の提出）

第15条 前条の規定により、落札候補者となった者は、入札公告で示した日までに当該入札公告で示す確認書類等を提出しなければならない。

2 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

（事後審査型一般競争入札における入札参加資格の審査及び落札者の決定）

第16条 市長は、前条第1項の規定により確認書類等の提出があったときは、落札候補者が、入札公告で示す入札参加資格を有するか審査し、入札参加資格を有することを確認した場合は、落札者として決定する。

2 前項の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しないことを確認した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効とし、当該落札候補者の次に予定価格の制限の範囲内で最も入札価格の低い者を落札候補者とし、前条及び前項の規定に基づき手続を行うものとする。

（事後審査型一般競争入札における落札者等への通知）

第17条 市長は、前条第1項の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により落札候補者の行った入札を無効としたときは、当該落

札候補者にその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、同項の通知を受けた日から起算して2日（角田市の休日を定める条例（平成元年角田市条例第33号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、その理由について書面で問い合わせができるものとする。

（入札参加資格喪失）

第18条 第13条第1項及び前条第1項により入札参加資格を有する旨を通知された入札参加者は、当該入札の申請書提出期限日（事後審査型一般競争入札においては開札日）から契約締結の日までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加資格を失うものとする。

(1) 第4条各号に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 制限付き一般競争入札参加申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

2 市長は、入札参加者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該入札に、参加させないものとし、入札後落札決定前にその事実が判明したときは、その者の入札を無効とし、落札決定後契約締結前にその事実が判明したときは、その者の落札決定を取り消し、仮契約締結後にその事実が判明したときは、当該仮契約を解除し、契約を締結しないものとする。

3 前2項の規定により入札参加資格を失った入札参加者に対し、制限付き一般競争入札参加資格喪失通知書（様式第8号）により速やかに通知するものとする。

（入札の取りやめ）

第19条 市長は、第12条の入札参加資格の審査の結果により入札参加者のうち入札資格者が1人しかいないとき、又は前条の入札参加資格喪失により入札資格者が1人になったときは、制限付き一般競争入札を中止することができる。

2 市長は、前項の規定により制限付き一般競争入札を中止したときは、速やかに制限付き一般競争入札中止通知書（様式第9号）により、その旨を入札資格者に通知するものとする。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第41号）

（施行期日）

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の角田市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う入札の公告について適用し、同日前に行った入札の公告については、なお従前の例による。

附 則（平成28年7月13日告示第105号）

この告示は、平成28年7月13日から施行する。

附 則（平成29年2月21日告示第9号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月11日告示第23号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

3

様式第1号（第5条関係）

共同企業体に係る競争入札参加資格申請書

年　月　日

角田市長殿

名称 \_\_\_\_\_ 共同企業体

共同企業体代表者

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者 氏名 \_\_\_\_\_

共同企業体構成員

住 所 \_\_\_\_\_

1 商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者 氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

2 商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者 氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

3 商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者 氏名 \_\_\_\_\_

今般、連帶責任によって下記工事の共同施工を行いたいので、\_\_\_\_\_を代表とする\_\_\_\_\_

共同企業体を結成したので、角田市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱に基づく審査を申請します。

工事名 \_\_\_\_\_

構成員の名称	建設業の許可番号・許可年月日	角田市入札参加資格承認番号

様式第2号（第4条関係）

共同企業体参加資格確認通知書

年　月　日

共同企業体代表者氏名

角田市長

年　月　日付け申請のあった共同企業体入札参加資格審査申請に係る確認結果を下記のとおり通知します。

記

工事名	
公告日	年　月　日
共同企業体入札参加資格の有無	有・無

様式第3号（第9条関係）

質問書

年月日

角田市長殿

住 所

商号又は名称

代表者名

電話番号

工事名	
番号	質問事項

様式第4号（第10条、第11条関係）

受付番号	No.
------	-----

制限付き一般競争入札参加申請書

年　月　日

角田市長殿

入札参加承認番号

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号

※共同企業体の場合は、代表者名で申請とする。

平成 年 月 日付けで入札公告のありました下記工事の請負契約に係る制限付き一般競争入札に参加したいので、申請します。

なお、成年被後見人、被補佐人、被補助人又は破産者で復権を得ない者でないこと並びにこの申請書及びその添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名

2 工事場所

## 様式第5号（第10条関係）

## 同種又は類似工事の施工実績調書

工事名		
発注者		
施工場所	都道府県	市町村
契約金額	円(共同企業体の場合は、出資比率で按分)	
工 期	年 月 日から	年 月 日まで
受注形態	<input type="checkbox"/> 単体	<input type="checkbox"/> 共同企業体
工事内容		

- 注1 施工実績は、過去に元請として完成した工事から1件を記入すること。
- 注2 角田市発注工事以外は、契約書の写し又は施工実績証明書を添付すること。
- 注3 共同企業体の場合は、出資比率が構成員中最大の場合の工事のみ記入すること。  
(共同企業体の出資比率が記載された契約書の写しを添付すること。)
- 注4 工事内容の欄には、公告において明示した同種又は類似工事の基準について適格に判断できる必要最小限の具体的項目を記入すること。

## 様式第6号（第10条関係）

## 配置予定の技術者に関する調書

配置予定の主任・(監理) 技術者氏名 _____ 年 月 日生 ( 歳)		
資格・免許名称	資格・免許の種類	監理技術者資格
	名称  登録番号 取得年月日 年 月 日	交付番号  取得年月日 年 月 日
工事経験の概要（同種等工事）	工事名	
	発注者	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年 月 日から 年 月 日まで
	従事役職	現場代理人・主任(監理) 技術者
	工事内容	

注1 公告において明示した資格があることを判断できる必要最低限を明確に記入すること。

注2 建設工事に係る資格免許の写しを添付すること。

様式第7号（第13条関係）

入札参加資格確認通知書

年　月　日

商号又は名称  
代表者氏名

角田市長　印

下記工事に係る入札参加資格についての確認結果を通知します。

記

工事名	
公告日	年　月　日
入札参加資格の有無	有・無
入札参加資格が無いと認めた理由	

注 入札参加資格が無いと通知された方は、その理由について説明を求めることがあります。説明を求める場合は、年　月　日までに、市長へその旨を記載した書面（任意様式）を提出してください。

様式第8号(第18条関係)

制限付き一般競争入札参加資格喪失通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

角田市長

印

先に通知した下記建設工事に係る入札参加資格について、角田市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱第18条の規定に該当するので、次の理由のとおりその参加資格を喪失し、入札に参加できなくなったので通知します。

記

1 工事名

2 公告日 年 月 日

3 喪失理由

様式第9号（第19条関係）

制限付き一般競争入札中止通知書

年　月　日

商号又は名称  
代表者氏名

角田市長 印

先に申請のありました下記工事に係る制限付き一般競争入札については、次の理由により中止と決定したので、角田市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱第19条の規定により通知します。

記

1 工事名

2 中止理由